### 特定地域医療提供機関(地域医療確保暫定特例水準:B水準)

No	指定要件	根拠法令等	県による確認方法
1	医師労働時間短縮計画に記載された時間外・休日労働	医療法第 113 条	各提出書類や医療
	の実績及び医療審議会の意見を踏まえ、36 協定におい	第1項、第5項	審議会における意
	て年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限		見聴取など
	時間の定めをすることがやむを得ない業務があると考		
	えられること。		
	医療機能が、次頁「地域医療確保暫定特例水準(B水	・医師の働き方改	「地域医療提供体
	準) の指定対象医療機関」に示すいずれかに該当する	革の推進に関する	制の確保のため、
2	こと。	検討会中間取りま	必須となる医療機
2		とめ	能を有することを
		・医療法第113 条	証明する書類」な
		第1項	ど
	・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤	医療法第113条第	「医師労働時間短
	務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたも	3項第1号	縮計画(案)」
	のであること。		
3	・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師		
	の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健		
	康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労		
	働時間の短縮に関する事項が全て記載されているこ		
	<b>ک</b> ،		
	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができ	医療法第113条第	「医療機関勤務環
4	る体制が整備されていること。	3項第2号	境評価センターに
			よる評価結果の通
			知書」など
5	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと。	医療法第113条第	「誓約書」(様式
		3項第3号	5)
6	B水準を適用することが地域の医療提供体制の構築方	医師の働き方改革	医療審議会への意
	針(医療計画等)、地域医療構想と整合的であり、地	の推進に関する検	見聴取など
	域の医療提供体制全体としても医師の長時間労働を前	討会中間取りまと	
	提とせざるを得ないこと。	め	

#### 地域医療確保暫定特例水準(B水準)の指定対象医療機関

#### 県における指定対象医療機関の要件

◆「救急医療提供体制及び在宅医療提供体制のうち、特に予見不可能で緊急性の高い医療ニーズに対応するために整備しているもの」・「政策的に医療の確保が必要であるとして都道府県医療計画において計画的な確保を図っている「5疾病・6事業」」双方の観点から、以下のいずれかに該当すること

#### I 三次救急医療機関

Ⅱ 以下 ①~③ の要件全てに該当する医療機関

二次救急医療機関		①救急告示医療機関、病院群輪番制に参加する医療機関
年間救急車受入台数1,000台以上又は年		②左記のとおり(申請時における直近3年間のうち、最も
間での夜間・休日・時間外入院件数500		件数が多かった年を基準とする)
件以上		
	がん	③群馬県保健医療計画において、各疾病・事業ごとに示さ
	脳卒中	れている役割に該当する医療機関(※)
	新血管疾患	
   「医療計画において	糖尿病	
5疾病6事業の確保	精神疾患	
のために必要な役割	救急医療	
を担うと位置付けら	災害医療	
れた医療機関」	新興感染症発生・	
	まん延時の医療	
	周産期医療	
	小児医療	

Ⅲ 在宅医療において特に積極的な役割を担う医療機関

(以下の要件は例示であるため、その他の医療機能についてはお問い合わせください)

「機能強化型在宅療養支援病院」及び「機能強化型在宅療養診療所」(単独型・連携型)

- IV 公共性と不確実性が強く働くものとして、都道府県知事が地域医療提供体制の確保のために必要と認める医療機関
- (以下の要件は例示であるため、その他の医療機能についてはお問い合わせください)

精神科救急に対応する医療機関(特に患者が集中するもの)

小児救急のみを提供する医療機関

へき地において中核的な役割を果たす医療機関

- V 特に専門的な知識・技術や高度かつ継続的な疾病治療・管理が求められ、代替することが困難な医療を提供する医療機関
- (以下の要件は例示であるため、その他の医療機能についてはお問い合わせください)

高度のがん治療を行う医療機関

移植医療等極めて高度な手術・病棟管理を行う医療機関

児童精神科を行う医療機関

※各疾病・事業ごとに示されている役割については、群馬県HPから県保健医療計画「別冊1 医療機関の掲載基準・医療機関一覧」を御参照ください。

https://www.pref.gunma.jp/

## 連携型特定地域医療提供機関(地域医療確保暫定特例水準:連携 B 水準)

No	指定要件	根拠法令等	県による確認方法
1	医師労働時間短縮計画に記載された時間外・休日労働	医療法第118 条第	各提出書類や医療
	の実績及び医療審議会の意見を踏まえ、副業・兼業に	1項、第2項(医	審議会における意
	より時間外・休日労働が年 960 時間を超えることがや	療法第 113 条第	見聴取など
	むを得ない医師が勤務すると考えられること。	5項)	
2	医師の派遣を通じて、地域の医療提供体制を確保する	医療法118 条第1	派遣先医療機関の
	ために必要な役割を担う医療機関であること。	項	一覧(参考様式)
	(例)大学病院、地域医療支援病院等		
	・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤	医療法第 118 条	「医師労働時間短
	務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたも	第2項(医療法第	縮計画(案)」
	のであること。	113条第3項第1	
3	・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師	号)	
	の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健		
	康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労		
	働時間の短縮に関する事項が全て記載されているこ		
	と。		
	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができ	医療法第 118 条	「医療機関勤務環
4	る体制が整備されていること。	第2項(医療法第	境評価センターに
'		113条第3項第2	よる評価結果の通
		号)	知書」など
	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと。	医療法第 118 条	「誓約書」(様式
5		第2項(医療法第	5)
		113条第3項第3	
		号)	
6	連携B水準を適用することが地域の医療提供体制の構	医師の働き方改革	医療審議会への意
	築方針(医療計画等)、地域医療構想と整合的であ	の推進に関する検	聴取など
	り、地域の医療提供体制全体としても医師の長時間労	討会中間取りまと	
	働を前提とせざるを得ないこと。	め	

## 技能向上集中研修機関(集中的技能向上水準:C-1水準)

No	指定要件	根拠法令等	県による確認方法
1	「適正な労務管理」と「研修の効率化」が行われた上	医療法第119 条第	各提出書類や医療
	で、医師労働時間短縮計画に記載された時間外・休日	1項、第2項(医	審議会における意
	労働の実績及び指定申請の際に明示されたプログラ	療法第 113 条第	見聴取など
	ム・カリキュラムの想定労働時間を踏まえ、 36 協定に	5項)	
	おいて年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する		
	上限時間の定めが必要と考えられること。		
	都道府県知事により指定された臨床研修プログラム又	医療法119 条第1	臨床研修プログラ
2	は日本専門医機構により認定された専門研修プログラ	項	ム又は専門研修プ
	ム/カリキュラムの研修機関であること。		ログラム/カリ
			キュラム
	・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤	医療法第119 条第	「医師労働時間短
	務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたも	2項(医療法第	縮計画(案)」
	のであること。	113条第3項第1	
3	・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師	号)	
	の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健		
	康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労		
	働時間の短縮に関する事項が全て記載されているこ		
	と。		
	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができ	医療法第 119 条	「医療機関勤務環
4	る体制が整備されていること。	第2項(医療法第	境評価センターに
'		113条第3項第2	よる評価結果の通
		号)	知書」など
	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと。	医療法第 119 条	「誓約書」(様式
5		第2項(医療法第	5)
		113条第3項第3	
		号)	
	C – 1水準を適用しても、地域における臨床研修医や	医師の働き方改革	医療審議会への意
6	専攻医等の確保及び地域の医療提供体制へ悪影響を与	の推進に関する検	見聴取 、 地域医
	えないこと。	討会中間取りまと	療対策協議会での
		め	協議 など

## 特定高度技能研修機関(集中的技能向上水準: C-2水準)

No	指定要件	根拠法令等	県による確認方法
1	「我が国の医療技術の水準向上に向け、先進的な手術	医療法第120 条第	審査組織に提出し
	方法など高度な技能を有する医師を育成することが公	1項、第2項(医	た医療機関申請
	益上必要である分野」において、C-2水準の対象と	療法第 113 条第	書、審査結果通知
	して審査組織が特定する技能を有する医師を育成する	5項)	書
	のに十分な教育研修環境を有していること。		
2	医師労働時間短縮計画に記載された時間外・休日労働	医療法第120 条第	各提出書類や医療
	の実績及び審査組織の意見を踏まえ、 36協定において	1 項	審議会における意
_	年 960 時間を超える時間外・休日労働に関する上限時		見聴取など
	間の定めが必要と考えられること。		
	・労働時間短縮計画の案が、当該病院又は診療所に勤	医療法第120 条第	「医師労働時間短
	務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたも	2項(医療法第	縮計画(案)」
	のであること。	113 条第3項第1	
3	・医師の労働時間の状況、労働が長時間にわたる医師	号)	
٥	の労働時間の短縮に係る目標、医師の労務管理及び健		
	康管理に関する事項、労働が長時間にわたる医師の労		
	働時間の短縮に関する事項が全て記載されているこ		
	と。		
	必要な面接指導及び休息時間の確保を行うことができ	医療法第120 条第	「医療機関勤務環
4	る体制が整備されていること。	2項(医療法第	境評価センターに
-		113条第3項第2	よる評価結果の通
		号)	知書」など
	労働関係法令の重大・悪質な違反がないこと。	医療法第120 条第	「誓約書」(様式
5		2項(医療法第	5)
5		113条第3項第3	
		号)	
6	C – 2 水準を適用しても、地域における高度な技能が	医師の働き方改革	医療審議会への意
	必要とされる医療の提供体制に悪影響を与えることが	の推進に関する検	見聴取など
	なく、地域の医療提供体制の構築方針(医療計画等)	討会中間取りまと	
	と整合的であること。	め	